

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	航空自衛隊援護広報用動画の制作及び配信	空幕援LPS-X00037	
		承認	令和7年5月30日
		作成	令和7年4月25日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊 等名	航空幕僚監部人事教育部 募集・援護課
<b>1 総則</b>			
<b>1.1 適用範囲</b>			
この仕様書は、航空自衛隊援護広報用動画の制作及び配信について規定する。			
<b>1.2 用語及び定義</b>			
この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。			
<b>1.2.1</b>			
<b>援護広報用動画</b>			
早期退職する航空自衛官の人材雇用を目的とした広報用動画			
<b>1.2.2</b>			
<b>官側</b>			
航空幕僚監部人事教育部募集・援護課			
<b>1.2.3</b>			
<b>訴求対象者</b>			
全国規模の優良企業等の採用決定権を有する者及び人事担当者			
<b>1.3 引用文書等</b>			
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。			
なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。			
法令等			
著作権法（昭和45年法律第48号）			
<b>2 役務に関する要求</b>			
<b>2.1 目的</b>			
早期退職する航空自衛官の人材雇用に係る効果的な援護広報用動画を制作及び配信し、訴求対象者に航空自衛官の雇用の有用性を理解させることで、優良企業の更なる雇用拡大を図る。			
<b>2.2 基本コンセプト</b>			
官側に提出した企画提案書をもとに、階級区分毎の動画を制作して配信するとともに、航空自衛隊ホームページに誘導させることで本事業の相乗効果を高める。			

## 2.3 一般的要求事項

企画競争への参加を表明する事業者は、別に示す「航空自衛隊援護広報用動画の制作及び配信事業提案募集要項」及び「援護広報用動画の制作及び配信事業概要」に示す内容のとおり、官側に提出した企画提案書（企画提案時の見積額を含む。）を基準として制作及び配信すること。

## 2.4 動画の制作

### 2.4.1 制作区分

制作区分は、表による。

表一制作区分

動画名	階級区分	内容	ねらい	映像時間	制作本数	
航空自衛官 キャリアパス 動画	幹部	航空自衛官のキャリアパス及び自衛隊で培った知識・技能・経験の紹介	訴求対象者に航空自衛官の雇用の有用性を理解させ、効果的な援護広報に資する。	各3～5分 (基準)	3本	
	准曹					
	士					
航空自衛隊退職自衛官活躍 動画（隊員編）	幹部	再就職した元航空自衛官のインタビューの紹介		訴求対象者に航空自衛官の雇用の有用性を理解させ、効果的な援護広報に資する。	各2分 (基準)	3本
	准曹					
	士					
航空自衛隊退職自衛官活躍 動画（上司編）	幹部	再就職した元航空自衛官の上司等のインタビューの紹介	訴求対象者に航空自衛官の雇用の有用性を理解させ、効果的な援護広報に資する。		各2分 (基準)	3本
	准曹					
	士					

### 2.4.2 制作要領

- a) 援護広報用動画は、企画提案書に基づき、訴求対象者に効果的なシナリオ及び映像構成を用いて制作すること。
- b) 制作にあたり、航空自衛隊の援護制度を十分に理解しておくこと。参考として、航空自衛隊ホームページ掲載パンフレット「退職自衛官 雇用のお願い」を活用できる。
- c) 編集は、撮影動画のほか、必要に応じてスチール写真、ナレーション、リポーター、テロップ及びBGMで構成する。また、CG、アニメーション及びAI生成画像を取り入れることを可とする。
- d) コマ数は、60p（59.94コマ/秒プログレッシブ）以上とする。
- e) 解像度は、フルHD（1920×1080）以上とし、Windows（OS:Windows10）で閲覧可能なデータ形式とする。
- f) 音源は、配信用途に応じ、明確に言葉や音声聞き取れる状態とすること。
- g) 著名人の使用に関する肖像権は、援護広報用動画の配信開始日から1年間使用できることとする。  
なお、契約終了後も引き続き航空自衛隊ホームページ上で使用できる映像を制作すること。細部は官側との調整による。
- h) 動画の校正にあたり、柔軟に対応できること。
- i) 撮影対象及び場所は官側で選定することとし、撮影時期は官側との調整による。

### 2.4.3 制作動画の事前確認

- a) 契約の相手方は、納入期限の1か月前を基準として官側に提出するものとし、官側の要望に応じて内容を修正すること。
- b) 制作動画の提出は、Windows (OS : Windows10) で視聴可能なデータ形式又は家庭用DVD機器で視聴可能な媒体とすること。
- c) 制作動画の提出による確認のほか、官側との調整のうえで、スマートフォンやタブレットなど、Webツールを活用した画面での確認を可とする。

### 2.4.4 制作動画の納入

#### 2.4.4.1 納入媒体

Windows (OS : Windows10) で視聴可能なデータ形式による適した記録メディア及び家庭用DVD機器で視聴可能なDVD媒体

#### 2.4.4.2 納入期限

令和7年12月10日(水)

#### 2.4.4.3 納入先

官側(東京都新宿区市谷本村町5-1)

### 2.5 動画の配信

- a) 広告配信は、企画提案書に基づき、援護広報用動画を効果的に活用すること。
- b) 配信期間は、納入日以降とし、配信開始時期は官側との調整による。
- c) 広告配信の期限は、令和8年3月20日までとする。

### 3 役務実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに次の事項について役務実施計画書を作成(任意様式)し、官側と調整のうえ、承認を受ける。

- a) 制作工程
- b) シナリオ、映像構成(映像、BGM、テロップ、ナレーション等の音声)
- c) 制作体制(撮影及び制作スタッフ)
- d) 撮影計画等の概要

### 4 役務実施報告書

契約の相手方は、配信終了後速やかに、次の事項について役務実施報告書を作成(任意様式)し、官側へ報告する。

- a) 制作動画の納入期日及び配信期間
- b) 広告用動画及び配信用動画の効果測定(アクセス数の分析)

### 5 作業実施者の資質及び条件

- a) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者
- b) 日本国の領土、領海、領空及び国際法及び日本国の法律で規定されている領域に対して、これを否定することを主張する国家及びそれに協力する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者
- c) 情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC 27001」又は個人情報保護基準である「JIS Q 15001」に相当する適格性を有するもの
- d) 官公庁の役務を受注した動画制作実績があり、一般企業などへの広告配信業務

の契約件数5件以上受託した実績があること。

- e) 官側の要請に応じて対応が可能な体制であり、東京都内に事業所を設置し常時連絡が取れること。

## 6 情報の保全

- a) 契約の相手方は、本件で知り得たいかなる知識、情報について、第三者に漏らしてはならない。
- b) 契約の相手方は、資料の取り扱いを十分に管理し、データの漏洩防止及び紛失防止に細心の注意を払い、情報の保全に徹するものとする。
- c) 契約の相手方は、納入後、官側と時期を調整した後に映像等のデータを消去するものとし、消去完了後、官側に書面（任意様式）により報告するものとする。

## 7 著作権

- a) この契約において、契約の相手方が取得した著作権（著作権法第21条から28条に規定する権利を含む。）は全て官側に帰属するものとする。
- b) 契約の相手方は、この契約において第三者の著作権を侵害しないことを確認すること。
- c) この契約において制作した映像が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求及び主張を行った場合は、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉及び訴訟を行うものとし、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。

## 8 検査

検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

なお、納入された映像等を試写し、配信可能な状態か確認することにより、合否の判定を行う。

## 9 協議

契約の相手方は、この仕様書に規定されていない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。